

審 議 結 果 速 報

(令和8年6月29日)

陳 情 8 年 生 活 環 境 第 8 号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和8年6月定例会

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年－8 (R8.5.21)	生 活 環 境	大規模風力発電事業等の許認可に自治体の同意を要件とする電気事業法等の改正を求める陳情	趣旨採択 (R8.6.29)

▶陳情事項

鳥取県議会から国に対して、大規模風力発電事業等の許認可に立地自治体の同意を要件とするよう、電気事業法等の改正を求めること。

▶所管委員長報告（R8.6.29本会議）会議録暫定版

自然環境や住民の生活に影響を及ぼす懸念がある大規模風力発電事業等については、地元の理解を得ながら進めることが重要ですが、現行の環境影響評価手続において地元自治体は、環境保全上の意見を述べる関与にとどまっており、その意見が適切に事業計画に反映されるための制度上の担保がありません。

こうした現状を踏まえて、これまでも県議会を含む地方6団体から国に対して、大規模な風力発電事業等の許認可手続においては、地元自治体の同意を要件とする電気事業法等の改正を行うよう、継続して要望しているところであり、願意は理解できるものの、県議会から重ねて国に意見書を提出するには及ばないという意見があり、本件陳情は「趣旨採択」とすべきものと決定しました。

▶陳情理由

鳥取県西部で進む大規模風力発電施設の建設計画をめぐり、立地を予定する伯耆・江府・日野町の3町長が、町民や議会の意見を踏まえ、反対の表明を行った。計画は、山間部に超巨大な規模の風車を建設するものであり、自然環境や生態系、健康被害や、日々の生活への影響、景観、災害、維持管理に対する懸念が住民に広がり、豊かな自然を活用した地域づくりに取り組む自治体としても、看過できない事態を迎えている。

現状での事業計画の許認可権を持つ国の制度では、計画に同意するか否かについて住民や自治体の意見が反映される仕組みになっていない。周辺住民の理解がなければ事業が進まないことは言うまでもなく、許認可に際し、地域が関与できる仕組み作りが不可欠である。

事業の許認可に立地自治体の同意を要件とするよう、電気事業法等の法改正を求める署名830筆を添えて求めるものである。

現状と県の取組状況

生活環境部（脱炭素社会推進課）

【現 状】

1 国の状況について

(1) 電気事業法における風力発電設備の取扱い

風力発電事業を行おうとする者は、電気事業法に基づき経済産業大臣に設備の設置工事計画を届け出る必要があり、設置しようとする設備は省令で定められた技術基準に適合させなければならないが、地元自治体の同意は届出の要件ではない。

(2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）の改正

全国的な地元住民と事業者間のトラブルの多発を背景に、国は再エネ特措法に基づく事業認定（FIT）申請前の住民説明会義務化、関連法令（森林法等）の許認可取得を要件とするなどの法改正を行っているが、未だ地元自治体の同意は要件化されていない。

2 鳥取西部風力発電事業について

当該事業は当初、南部町、伯耆町、日野町、江府町において32基の発電用風車を設置しようとする計画で、事業者が環境影響評価法に基づき国に対して手続中（現在、事業者は、事業実施区域の縮小（南部町を除外）、風力発電設備の設置基数減・大型化する方針を表明）であるが、これまでに建設予定地の地元住民や首長から土砂災害や環境影響を懸念し事業に反対する声がある。

<主な経過（直近1年）>

令和7年7月3日	事業者が事業実施区域の縮小（南部町を除外）、風力発電設備の設置基数減・大型化（32基→22基、4,500kW級→6,500kW級）について、伯耆町、日野町、江府町に説明
令和7年8月12日	事業者から説明を受け、江府町長は重大な懸念があるとして事業への反対を表明（南部町は当初から事業に反対）
令和7年9月11日	日野町長が町議会において土砂災害の危険性や生態系への影響等を理由に事業への反対を表明
令和7年9月25日	伯耆町長が江府町長、日野町長と合同で土砂災害の危険性や地元自治体への説明不足等を理由に事業への反対を表明
令和7年10月8日	鳥取県議会において、今回と同一提出者からの陳情（7年-12「鳥取西部風力発電事業に関する陳情」）を不採択 <陳情事項> 鳥取県議会において、鳥取西部風力発電事業の問題点をしっかりと協議していただき、反対の表明をし、町民への周知徹底をしていただきたい。
令和7年10月16日	伯耆町長、江府町長、日野町長が合同で資源エネルギー庁に対して大規模風力発電事業に係る電気事業法等の許認可における地元自治体同意の要件化について要望
令和7年11月27日	鳥取県知事と伯耆町長、江府町長、日野副町長が合同で赤澤経済産業大臣に対して大規模風力発電事業に係る電気事業法等の許認可における地元自治体同意の要件化について要望 <赤澤経済産業大臣の発言> 地域にきちんと説明できない限りなかなか進まないと認識している。法律に基づく手続を通じて地元自治体の首長や地域の理解が得られるよう、事業者に必要な対応を強く求め続けていく。
令和8年4月25日	事業者が3町民向けの事業説明会を開催し、風車の2基減（変更後：6,500kW級×20基）や、今後の手続が令和9年1～3月になることを明らかにした。

※これまで建設予定地の町長・町議会に提出された地元自治会等からの要望書・陳情

町長への要望書	伯耆町【反対6地区、賛成3地区】
議会陳情	伯耆町議会【反対9件(趣旨採択9件)】、江府町議会【反対4件(採択3件、趣旨採択1件)】、日野町議会【反対5件(採択5件)】

【県の取組状況】

県内の風力発電施設の計画などで地域住民との軋轢が顕在化したことから、県としては平成30年度から継続して、国に対し地元自治体や住民の意見が適切に反映される仕組みづくりを構築するよう継続して要望している。

※参考 令和7年11月国の施策等に関する提案・要望書（経済産業大臣あて）

《提案・要望の内容》

○大規模な風力発電事業等に係る許認可等の手続においては、地元自治体の同意を要件とするよう電気事業法等の改正を行い、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを構築するとともに、現在計画中の事業についても、現行の法制度の下で地域住民や自治体の理解を得ないまま設置を進めることのないよう国が責任をもって事業者を指導すること。